

# ネイチャーポジティブ経営のすすめ



公益財団法人

さいたま緑のトラスト協会

Saitama greenery trust association

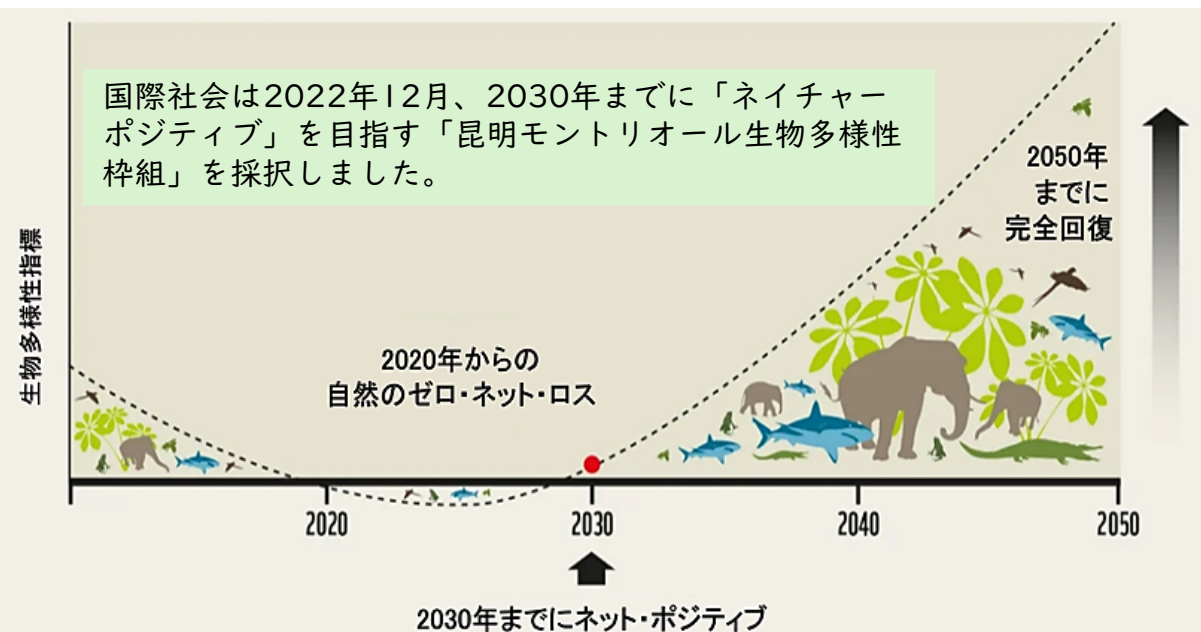
## トラスト活動への参画を通して、ネイチャーポジティブ経営を推進しよう！

人口増加、資源やエネルギー利用量の増大、それに伴う温室効果ガスや廃棄物量の増大などにより、自然環境や生物多様性が著しく損なわれていることが世界的な課題となっています。

このような状況を抜本的に改善し、2030年までに生物多様性の喪失を反転させるネイチャーポジティブ（自然再興）が国際目標として採択されました。

企業経営の多くは自然という資本（自然資本）に立脚しており、それを維持・再興していく取組が企業経営の重要な要素として認識されるようになってきました。

今日、ネイチャーポジティブを標ぼうし、自然保護や生物多様性保全の活動に取り組む企業が徐々に増えています。



## トラスト活動はネイチャーポジティブの真髄

トラスト活動は、生物多様性に富んだ貴重な自然環境を買い取り、継続的な保全活動により守っていくものです。一方、ネイチャーポジティブ（自然再興）は自然を豊かにして生物多様性を増進することであり、両者は異なるものだと考える方もいるかも知れません。

しかし、自然や生物多様性を豊かにするためには、まずは、その場所や生態系を守ることが必須であり、そこに必要な保全活動を施し、自然がその回復力をより発揮しやすくすることが必要です。

トラスト活動こそ、ネイチャーポジティブを実現するために必要な「守り、育む」を実践する取組なのです。

## 取り組みやすいことから始めてみましょう！



さいたま緑のトラスト  
運動のイメージキャラクター  
どんぐりぼうや

- 1 さいたま緑のトラスト協会の会員になる。
- 2 さいたま緑のトラスト協会に寄附をする。
- 3 トラスト保全地を職員研修などで活用する。
- 4 さいたま緑のトラスト基金に寄附をする。
- 5 トラスト保全地の保全活動に参加する。
- 6 上記の取組を実践していることをホームページ等に掲載し、生物多様性保全の重要性を社会にアピールする。

など



WE SEEK TO PRESERVE  
OUR NATURAL AND HISTORICAL HERITAGE IN SAITAMA  
FOR EVER AND FOR EVERY CITIZEN.

## 協会の会員になる

いつでも入会できます。大切な自然を守るために、一步を踏み出してみませんか。  
(公財)さいたま緑のトラスト協会は、多くの人たちが「仲良く集い、楽しく学び、自然の大切さを広める」をモットーに活動を進めています。協会では「緑のトラスト運動」の一層の推進を図るために、みなさまの参加をお待ちしています！

### ▲▲ 会員になると

- ・ご希望により、トラスト保全地の保全活動に参加できます。
- ・ご希望により、自然観察会やクラフト教室などのイベントに無料又は割引料金で参加できます。
- ・会員証、年3回の広報紙（グリーンアルファ）を送付します。
- ・会員向け特典もございます。



### ▲▲ 会員の種類と年会費

| 区分 | 年会費（入会月から1年） |            |
|----|--------------|------------|
| 個人 | 永年（一括納入）     | 1人 15,000円 |
|    | 大人           | 1人 1,500円  |
|    | 小・中・高生       | 1人 1,000円  |
| 家族 | 1家族（何人でも）    | 3,000円     |
| 法人 |              | 1口 10,000円 |

## トラスト運動へ寄附する

さいたま緑のトラスト運動は、皆様方からの次の2つの寄附に支えられています。

- ① **さいたま緑のトラスト基金への寄附**  
主としてトラスト地の取得や施設の整備、管理・保全活動のための寄附
- ② **(公財)さいたま緑のトラスト協会への寄附**  
トラスト保全地の管理・保全活動、普及啓発活動のための寄附

(公財)さいたま緑のトラスト協会では、トラスト運動を推進するために、子どもたちが参加しやすい観察会、クラフト体験、タケノコ掘り、シイタケのコマ打ち体験などの自然に親しむ活動も実施しています。

### ▲▲ トラスト協会への寄附金の用途

- ・ボランティアの力をお借りして行うトラスト地の保安全管理、緑の保全の大切さの普及に係る事業の費用
- ・その他、トラスト運動を維持・発展させる事業に係わる費用

### ▲▲ 寄附の方法

協会にご寄附いただく際には、下記の3つの方法からお選びいただけます。

1. 払込取扱票による寄附（払込手数料無料）  
所定の用紙が必要となります。払込取扱票に必要事項をご記入の上、ゆうちょ銀行・郵便局のATMまたは窓口からご寄附いただけます。  
所定の払込用紙は当協会事務局から郵送しますのでお問合せください。  
main@saitama-greenerytrust.com ☎048-824-3661
  2. 銀行振込（払込手数料がかかる場合があります）
    - ・埼玉りそな銀行県庁支店 普通 1342017 (財)さいたま緑のトラスト協会
    - ・武蔵野銀行県庁前支店 普通 049609 (財)さいたま緑のトラスト協会
  3. 郵便振替（払込手数料がかかる場合があります）  
口座番号 00180-1-545374 公益財団法人さいたま緑のトラスト協会
- ※「2. 銀行振込」又は「3. 郵便振替」でご寄附いただく際は、あらかじめ当協会事務局までご連絡をお願いします。  
main@saitama-greenerytrust.com ☎048-824-3661

### 税額控除制度

平成24年度4月からの公益財団法人への移行に伴いご寄附いただいた寄附金については、個人又は法人からの寄附金として税額控除制度が適用されます。詳しくは当協会のホームページ (<http://saitama-greenerytrust.com/join/donation/association>) などをご覧ください。

### 感謝状

法人においては5万円以上、個人においては3万円以上のご寄附に感謝状を贈呈しています。



1号地 見沼田圃周辺斜面林（さいたま市）

3号地 武蔵嵐山溪谷周辺樹林地（嵐山町）

5号地 山崎山の雑木林（宮代町）

7号地 小川原家屋敷林（さいたま市）

9号地 堀兼・上赤坂の森（狭山市）

11号地 黒浜沼（蓮田市）

13号地 無線山・KDDIの森（伊奈町）



### 県内のトラスト保全地



2号地 狭山丘陵雑魚入樹林地（所沢市）

4号地 飯能河原周辺河岸緑地（飯能市）

6号地 加治丘陵・唐沢流域樹林地（入間市）

8号地 高尾宮岡の景観地（北本市）

10号地 浮野の里（加須市）

12号地 原市の森（上尾市）

14号地 藤久保の平地林（三芳町）



公益財団法人

さいたま緑のトラスト協会

Saitama greenery trust association

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-12-9 埼玉県農林会館内

電話：048-824-3661 ファックス：048-832-0292

Eメール：main@saitama-greenerytrust.com